

令和7年度島根県いじめ問題対策連絡協議会

日 時 令和8年2月12日（木）

10：00～12：00

場 所 サンラポーむらくも 2階 瑞雲の間

【副教育長あいさつ】

○副教育長

皆さん、おはようございます。県教育委員会で副教育長をしております京谷と申します。本日は、ご多用の中、ご出席をいただきまして、感謝申し上げます。

また、日頃から、県の教育行政の推進につきまして皆様からご支援、ご協力を賜っておりますこと、改めてお礼を申し上げます。

さて、後ほど事務局のほうから詳しく説明をさせていただきますけれども、令和6年度のいじめの認知件数でございますけれども、国公立の小・中・高等学校、特別支援学校合わせまして4,089件となっております、4年連続で増加をしております。

この数字の受け止めについてでございますが、4,000を超える認知件数ということで、やっぱり島根県においても少なくないいじめが存在しているという受け止めが、まず1点。

また、もう1点としまして、ここ数年で認知件数がかかなり増えておりまして、こういった数字の推移を見ますと、単にいじめが増えているということではなくて、いじめ防止対策推進法が施行されまして、皆様方にいじめの定義といいますか、そういったところが浸透しまして、関係の皆さんの積極的な認知が高まったのではないかとというふうにも捉えております。その結果、初期段階から、いじめを見逃さないように対応が行われた結果でもあるのではないかとという受け止めもできるのではないかと考えております。

言うまでもなく、いじめの未然防止や早期対策をより進めていくためには、学校だけで抱え込むということではなくて、本日お集まりの皆様、関係機関とつながることが大事でございます。速やかに関係機関と連携が図れるようにするためには、日頃から顔の見える関係づくりが必要だと考えております。そのために、本日のいじめ問題対策連絡協議会の場というのは、非常に大切な場であるという認識をしているところでございます。

また、昨年度から、島根大学の教育学部の学生の皆様との意見交換を行っているところでございまして、本日も予定をしております。教育を学ぶ若い方々の意見も参考にしながら、関係の皆様と一層連携を図り、いじめの未然防止や早期発見、早期支援に取り組んで

まいりたいというふうに考えております。

本日は、限られた時間ではございますが、活発な意見交換による有意義な会議となりますようお願い申し上げまして、挨拶といたしたいと思っております。本日は、よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

続きまして、ご出席の皆様のご紹介ですが、時間の都合上、別添の名簿及び座席表による紹介とさせていただきたいと思っております。なお、出席名簿のほうに、あらかじめご欠席とご連絡いただいた方5名のほか、今日、当日欠席の連絡をいただいておりますのが、教育委員会特別支援教育課になります。合わせて6名のご欠席と、現在のところ、まだ出欠についてご連絡いただけていない方も1名いらっしゃいます。

それでは、これからの議事につきましては、会長をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○会長

皆様、おはようございます。昨年度から会長を申し受けておりますので、今日も議事進行をさせていただきたいと思っております。

まず、本協議会は、お手元の名簿にありますように、いじめ防止に関するたくさんの関係機関や団体が出席されております。皆さんの連携を図ることが目的となっておりますので、協議事項として、構成団体のいじめの防止に関する取組の把握、いじめ防止などのための対策に関する有効な連携手段に係る情報交換になっておりますので、私のほうも、できるだけ皆さんが一言でも発言できるように、大変失礼ですが、指名させていただく場合もありますので、よろしければ挙手していただけてご発言いただければと思います。

いじめに関するであろう不登校ですとか、ひきこもり、非行につきましては、いじめと大変近接の問題であることは十分に認識しておりますけれども、今日はいじめということに注目して、案件について議論を進めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従って進行させていただきます。

なお、この会議は、島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱にも規定されておりますが、公開で開催しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さらに、意見交換の際、特定の個人を識別するような情報が含まれるようなことも想定されますので、そのような内容のご発言をされる際には、発言される前にその旨をおっしゃってください。そうすれば、その部分を非公開にすることができますので、そのような対応をさせていただきます。もし、お話をされる内容にそのような個人が特定できるようなものがありましたら、お話をされる前に、挙手の際にお伝えください。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

初めに、令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況についてです。

資料1から3に沿って、事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

## ○事務局

それでは、まず、資料1をご覧ください。1ページ目、2ページ目のところが、大まかな生徒指導上の諸課題に関する概要になっておりますので、こちらを説明して、その後は、いじめに特化して説明をしていきたいと考えております。

それでは、まず、I、島根県の調査結果の概要についてです。

1、暴力行為の発生件数についてです。公立の小・中学校、高等学校の合計は670件。前年度比49件増。児童生徒1,000人当たりの発生件数は10.5件。前年度比0.9件増でした。発生件数、1,000人当たりの発生件数、いずれも前年度と比べ増加しております。県内国公立1,000人当たりの発生件数10.2件は、全国平均の10.4件を0.2件下回っております。

続いて、いじめの状況等についてです。公立の小・中学校、高等学校、特別支援学校における認知件数の合計は3,878件。前年度比351件増。児童生徒1,000人当たりの認知件数は59.8件。前年度比6.0件増でした。認知件数、1,000人当たりの認知件数、いずれも過去最多で、増加は4年連続でした。県内国公立1,000人当たりの認知件数58.5件は、全国の国公立1,000人当たりの認知件数61.3件を2.8件下回っております。

認知件数の増加については、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義や、積極的な認知に対する理解が広がったこと。学校で実施される定期的なアンケートや、教育相談の充実などによるきめ細かな対応の定着、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられます。

続いて、2ページをお願いします。3、小学校、中学校の長期欠席のうち不登校の状況についてです。公立小・中学校の不登校児童生徒数の合計は2,401人。前年度比118人増。1,000人当たりの人数は48.9人。前年度比3.0人増でした。不登校児童生徒数、1,000人当たりの人数ともに過去最多で、増加は9年連続でした。県内国公私立小・中学校の1,000人当たりの人数48.8人は、全国平均の38.6人を10.2人上回っております。

続いて、4、高等学校の長期欠席のうち不登校の状況についてです。公立高等学校の不登校生徒数は284人。前年度比23人減。1,000人当たりの人数は21.7人。前年度比1.5人減でした。不登校生徒数、1,000人当たりの人数ともに、前年度と比べ減少いたしました。県内国公私立1,000人当たりの人数26.8人は、全国平均の人数23.3人を3.5人上回っております。

次に、高等学校中途退学者の状況です。公立高等学校の中途退学者は82人。前年度と比べ16人減。在籍者数に対する割合は0.6%でした。中途退学者数、割合ともに前年度と比べ減少しております。県内国公私立の在籍者数に対する割合0.6%は、全国平均の1.4%を0.8ポイント下回っております。

続いて、資料3ページをお願いします。Ⅱ、島根県の対応についてです。生徒指導上の個別の課題に対して、記載してあるような取組を進めておりますが、本会では、いじめについてのみ説明をさせていただきます。

2、いじめをご覧ください。いじめを訴える児童生徒の安全確保を最優先とし、いじめ防止対策推進法などに基づき、迅速に対応。いじめを訴える児童生徒が状況の改善を実感できるよう、きめ細かな支援につなげていくことを学校に求めています。そのために、チェックリストを活用した校内組織の体制整備など推進し、引き続き、初期段階からの対応の重要性を学校に伝えてまいります。また、相談することができなかつたいじめが存在しているかもしれないという視点を持ちながら、いじめの兆候を見逃さないようにすることなども促してまいります。

次に、資料6ページです。3、島根県の調査結果についてです。ここからは、統計資料になります。

いじめについては、資料2のほうに詳細なデータを掲載しておりますので、そちらを用いて簡潔に説明いたします。

6ページから12ページまでは、後ほどご覧おきいただければと思います。

それでは、13ページ、資料2をお願いします。1、いじめの状況等についてです。

(1) いじめを認知した学校数を載せております。前年度と比べ4校増えております。

県内の公立学校では22校でいじめの認知がありませんでしたが、いずれもかなり小規模な学校になります。全校で50人以下のような学校ということになりますので、恐らく、うまく一人一人の見取りができているとは思いますが、いじめの定義を考えますと、あつて当然だとは思いますが、そこをうまくできている、対応できているというふうには考えておるところでございます。

続いて、(2) 警察に相談した。相談・通報した件数になります。令和6年度は75件。前年度と比べ43件増加しております。暴力行為を伴うものや、SNS上での誹謗中傷、動画の拡散など、学校では対応しにくい事案について、警察との連携が進んでいることが見てとれます。

(3) いじめの現在の状況です。解消しているものが2,846件と、全体の73.4%となっております。例年解消しているものの割合は75%前後となっております。これは全国と同様の傾向です。3学期に認知したいじめについては、いじめの解消の条件を満たしていないため、解消しているものに計上がないこともご承知いただいた上で、こちらの数値を確認していただければと思っております。

続いて、(5) いじめの発見のきっかけをお願いします。学級担任以外の教職員が発見した小・中・高・特の合計が427件。前年度比80件増。本人からの訴えの合計が1,390件。前年度比188件増。当該児童生徒の保護者からの訴えの合計が831件。前年度比101件増と前年度から大きく増加している区分になっております。

これらのことから、被害を受けた子どもや保護者が、学校に対して被害を訴えやすくなっているのと同時に、教職員のいじめの定義に関する理解が進み、担任以外の教職員が初期段階から発見できるようになってきていることが示されていると考えております。

次に、資料14ページから16ページについては、こちらのほうはまたご覧おきいただければというふうに考えております。

資料17ページ、横置きの資料3になります。こちらは、県教育委員会の生徒指導関連事業について掲載しておりますので、こちらもご覧おきいただければと考えております。

私からの説明は以上になります。

○会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご参会の皆様から、何かご質問等いただきたいと思います。発言をされる際には、挙手と、それからお名前をよろしく願います。いかがでしょうか。

事務局からも、後で見えておいていただきたいという資料もありますので、また後ほど何かありましたらご発言いただければと思います。

このまま質問を待っていてもあれですので、大変申し訳ありませんが、また後ほどの意見交換のところでも、何か資料についてというのでありましたらご発言いただければと思います。

それでは、続きまして、議事の2番目の意見交換に入りたいと思います。

本協議会は、いじめ防止等に関する取組、課題などを共有する場ですので、ぜひご発言をお願いしたいと思います。なお、先ほども説明しましたが、特定の個人が識別されるような情報が含まれる場合には、事前に、挙手のうえおっしゃっていただければ非公開にすることができますので、どうぞよろしくお願いいたします。

せっかくですので、お集まりいただいた方の中で、まず、手を挙げてご発言される方いらっしゃらないでしょうか。

それでしたら、事務局のほうに事前にご質問といたしますか、ご意見をいただいているものが数件ありますので、まずそれを取り上げて、そこからまた皆様のご意見を広げていきたいと思います。

それでは、事前に意見をいただいたもので、最初に、島根県小学校校長会からご意見、学校外でのということとか、法的なアドバイスについてというのがありますので、ぜひご説明いただければと思います。

## ○委員

県の校長会を代表して参りました。よろしくお願いいたします。

私、松江市の校長会の所属ですので、県全体の状況までは把握はできておりませんが、先ほど、私の質問で、学校外で起きたいじめの案件の対応について、私が聞いた情報では、学校外のいじめも学校が当然定義によって対応していくのですけれども、学校外の放課後とか、そういうところの団体の中で起きた事案のときに、その場で十分に事実確認ができておらず、ゼロの段階から学校が入って、事実確認をしていく。子どもたちやその職員の記憶もだんだん曖昧になってきていて、正確な情報がなかなかつかみにくい。そ

れで、その情報が曖昧なので、保護者さんに伝えた後も、思いや考え、対応の行き違いがあり、苦慮している案件が結構あると聞いております。

当然、学校が対応していくことはあるのですが、それぞれの団体で、そこできちんと事実確認をして、その場で解決していく、そういうところもやはり必要なのではないかなと感じているところでございます。

#### ○委員

先ほどの件でも、実はある学校で、放課後のある団体のところでいじめが起きて、それが学校に情報が入った。いじめられた側の保護者さんが、いじめたほうに必ず謝罪を求めておられるのだけれども、相手方は謝罪しないとなって、ついこの間まで、いじめられた側が相手の保護者さんを訴えるとかという、そういう段階まで来ているということですが、

そういうときに、やはり法律家の方にホットラインで相談できる、そういう仕組みが整っているとありがたいなという意見が県の校長会でも出ておりました。以上です。

#### ○会長

ありがとうございます。

まずは、事務局のほうから、事前にいただいていたものですので、ご回答といたしますか、現時点でのものをお願いいたします。

#### ○事務局

最初のご意見ですが、学校外で起きたいじめ案件の場合の迅速かつ適切な、的確な対応ということです。

まずここで、現在のいじめの定義について確認をしておきたいと思います。これは、いじめ防止対策推進法の第2条によって、いじめとはこういうものだという定義がなされており、条文を読み上げますと、この法律において、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうと定義されております。

これは、非常に言葉自体は難しいのですが、まず、行為を行った者も、行為の対

象となった者も児童生徒であること。これは、保護者や教員とのトラブルを対象とはしていない。この法律は、子ども同士のトラブルを対象にしているという点が一つあります。

この一定の人的関係というところですが、お互いに一定の人的関係が存在していることということです。これも、街頭で偶発的に面識のない児童生徒のトラブルになったものを排除するための文言でございます。ですので、例えば同じ学校であれば、一定の人的関係があると普通解釈されるということ。それと、今ありましたように、同じスポーツクラブや塾や校外の施設であれば、子ども同士であれば、この一定の人的関係が存在し得るということで、通常これに該当すると判断をされるということになります。

3点目としては、行為を行った者が、行為の対象になった者に対し、要するに、いじめ行為をしている者がいじめを受けたという者に対し、心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。これは、いじめを受けたと知っている側が、嫌だなとか、つらいなと思う、その被害者の主観で判断されるものになりますので、行為を受けた者が、つらいな、嫌だなと思えば、それはもういじめの定義に該当するということになります。

ですので、こういった要件を満たせば、いじめとして対応しなければいけないというふうに、学校は責務を負うということになります。ですので、今の学校外で起きた、塾やスポーツクラブでのことなどもこの要件に当てはまるということになります。

このいじめの定義がこれだけ、簡単に言えば被害者主観で、被害者がつらいと言えれば全ていじめとして対応しなければいけない。ですので、無意識に行っていたことで相手がつらいと思えば、その訴えがあれば、それはいじめとして学校は対応するということになります。あるいは、善意のことであっても、例えば休んでいる子の家に手紙を届けてあげた。学校からの宿題を届けてあげた。でも、休んでいる子は、今学校のことは考えたくなかった、だから嫌な思いをしたと言えれば、それはいじめに該当するということになる、それが法律の定義でございます。

こういったこともありまして、いじめの認知件数の増加につながっているということになります。こういったことがあれば、また法律の第22条で定められている、学校にはいじめ対策委員会等の組織を設置するようになっておりますけれども、その組織で、全件、組織対応をするということになっております。ですので、子どもから、子どもが何か嫌だなと思うことを担任が聞いたら、その委員会で全てを対応しなければいけないというのが法律上のつくりということになっております。これは、担任等により、特定の教員の抱え込みを防ぐための条文になっているというところでもあります。

ですので、放課後児童クラブ等やスポ少などの学校外の施設で起きたと訴えがあったことに対しても、いじめの定義に当てはまりますので、学校間で連携を取りながら対応していかなければいけない。先ほどおっしゃられたように、事実確認等は、かなり難しい部分があるかと思います。そうしたときには、当該の塾ですとか、スポ少ですとか、そういった関係者から聞き取りをしないといけない部分はあろうかと思いますが、ぜひ警察やその他の関係機関と連携をしながら進めていただきたいと思います。一応、法律の責務上は学校が対応しなければいけないということになっているというところです。

2点目、法的なアドバイスをもらいたいときの窓口の設置についてですけれども、県としましては、まず、学校企画課の所管の事業としまして、スクールロイヤーによる法務相談という制度を設けております。

このスクールロイヤーの法務相談は、利用対象は、県内の市町村立学校、県立学校、あるいはそれらを所管する教育委員会ということで、学校に関わるもの全て相談できるような仕組みを整えております。ただし、多少の時間は要しますけれども、それでも、3日程度では対応していただけるとお思いますので、ぜひご活用いただければと思います。

あわせて、子ども安全支援室所管事業としまして、いじめ等対応アドバイザー派遣事業を行っております。これは、教職員向け、市町村立学校向けの教育説明会の中でもご紹介させていただいておりますけれども、有識者あるいは弁護士、精神科医、臨床心理士、警察官経験者など計10名のアドバイザーがおりますので、事案の内容に応じて派遣できるような仕組みを整えております。こちら、市町村教育委員会を通じておっしゃっていただければ、すぐにでも派遣をします。こちらもご活用いただければと考えております。

私からは以上になります。

## ○会長

ありがとうございます。

今、お名前が出ましたので、弁護士会から、少し現状と伺いますか、何か、県あるいは学校等に要望があればご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

## ○委員

島根県では、2023年の秋頃から、この制度が導入されまして、まさに学校で起きている、いじめに限らないのですけれども、何らかの法律問題、法律に関係しそうな問題が生

じたときに、気軽に相談したいという需要に応えたものでございます。多分、管理職の方には何らかの形で、周知されているのではないかと思います。学校の先生に研修とか、講演とかすることもあるのですけれども、現場の先生方でまだご存じない方もいらっしゃるようなので、周知がまだそんなにされていないのかもしれないですけれども、公立の小・中・高が対象になっております。

事前に、管理職の方には申込みの書式とかも教育委員会から渡されているのではないかと思いますけれども、相談の概要を書いていただいて、市教委とか県教委に出していただいて、一応、その教育委員会で相談していいかどうかという判断はなされるようなのですけれども、多分そのハードルはそんなに高くなくて、日程調整をした上で、学校に行くということはないのですけれども、電話もしくは対面もしくはZ o o m、オンラインでの相談をやっています。西部の相談もあるので、西部はZ o o mに限らないですけれども、オンラインとか、電話での相談をしています。

いじめも含まれますし、何か法律に関係しただけでよく分からないなということは、気軽にと言っているのか、多分そのハードルを下げるために設けられた制度なので、今おっしゃったような相談も、これってどうなんだろうと思ったら、教育委員会に、「何かスクールロイヤーに相談できる制度ができたそうだけど、どうすればいいんだ」と聞いていただければ、つながるはずでございます。

#### ○会長

ありがとうございます。これを受けていかがでしょうか。

#### ○委員

ありがとうございます。

2番目の県のスクールロイヤーのことは十分承知しておりまして、説明が足りませんでしたけれども、西日本の中四国、九州の代表の学校が集まる会があるので、市町の教育委員会のレベルでスクールロイヤーが配置されていて、ダイレクトにそこで相談できる仕組みが結構そろっている県がございました。そんなふうには、市から、県をまたぐのではなくて、もっと身近なところでスクールロイヤーが設置されていて、早め早めに対応できる、そういう形であるとありがたいなと思ったのが、2番の主訴です。

1番の法令と定義については、十分理解しております。私が申し上げたのは、当然、今

その定義に従って、学校は丁寧に、いじめを認知した場合は、外部団体の内容についてもやっています。ただ、今回の案件については、その団体で全く何も対応がされていなかったのです。ですので、このいじめの定義とか、法令のことについても、そういった団体にきちっと伝えて、やはりふさわしい事実確認などをしておいてもらい、それを、学校も入って共有したうえでさらに対応を進めていく。そういうふうに、学校だけではなくて、子どもたちの育成を見守る団体は全て知っておくべきではないかという、私の主訴はそういう内容です。以上です。

#### ○会長

よろしいでしょうか。事務局、どうぞ。

#### ○事務局

ありがとうございます。

なかなか団体のほうで聞き取りまでということは、難しいところもあろうかとは考えております。学校も、外部で起こったことまで詳細な事実の把握というのも、これもまた難しいこととは考えておりますので、やはり学校でできることというのは、一体どういう心情だったのかというのをきちんと双方から確認をして、誤解があれば誤解を解いていくということが、それ以上のことは難しいのかなとは思いますが。

ですので、その行為がやんでいくような状況にできるように学校間で連携を取ってもらって、お互いに行ったとされる子を厳しく指導するのではなくて、なぜそういう行為に至っているのかということも考えながら、聞き取りながら進めていただければと考えているところです。

#### ○会長

先ほど、やはり学校が違ったりとか、要するに当該の、自分のところの学校の児童生徒だけで起こっている問題ではない、外の問題となると、先ほど警察という言葉もありましたけれども、警察のほうではそういう問題についてはいかがでしょうか。それは、学校のほうの相互間でやってほしいと思うのか、何か相談できるものがあるのか、いかがでしょうか。もしご意見があれば、お願いいたします。

## ○委員

いじめの対応については、県警でも通達を発出していて、各警察署で適切な対応を取るよう指示をしているところでありまして、特に最終的な対応についてはやはり学校でされるのですが、そこに暴力ですとか、犯罪行為ですとか、非行などが絡んでくることもありますので、積極的に警察に相談するようというところで、今、教育委員会や学校のほうにはお話しさせていただいております。

その中で、学校や教育委員会も、警察署に相談というと何か事件でありますとか、やはりちょっとハードルが高い部分もございますので、今、少年サポートセンターというのができておりまして、以前は警察署の中で少年補導職員が兼務していたのですけれども、今年度から各地区に少年サポートセンターを設置して少年補導職員を集約して運用をしておりますので、そのサポートセンターに相談していただく。最初から犯罪が絡むとか、暴力だという話は、正直、警察署に言っていただいたほうがいいのですけれども、サポートセンターは、やはり子どもそのもののところの指導ですとか、ケアというふうになりますので、窓口としてそういったところを活用していただければ、学校も相談しやすいのではないかなと思います。

実際に、出雲地区では、学校がささいなことでもサポートセンターに相談しているという状況がありまして、最終的に学校に返すこともありますけれども、警察である程度のところまで対応したりするところもありますので、どんどん相談していただければよろしいかなと思います。

## ○会長

ありがとうございました。

うちもどこにどう頼っていいのかとか、そのときに警察にというよりは、やはりスクールロイヤーさんとかというところが、とにかく相談する窓口がないということで、今のお話がありましたけれども、警察の中にそういうちょっとやんわりとしたセンターがあるということなので、逆にそういうものの周知を学校とか、それぞれの施設ですとか、というものを活用しながら進めていけばいいかなと思うのですが、どうでしょう、そんな感じで対応をぜひよろしくお願ひしたいと思いますが。

ほかの皆さん、どうぞ。

○委員

島根県社会福祉士会子ども家庭委員会です。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、校長先生のお話、私の平素の業務に直結しているなど感じました。

それで、島根県がどうなっているか勉強不足ですが、全国的には、学校だけではなく、子どもがいる場所には全て批准するというような県の方針を出しているところがあります。また、市の方針にも、子どもがいるところはこれを全て適用するというふうにしている場合もありますので、今後、学校の間関係がそこまで波及して対応しないといけないということになると、やはりいかに地域の協力者を募るかっていうことになっていきますので、そうするとルールを地域で、今のスポ少の先生とか、習い事の先生とか、子どもが集まるところの方々には一緒にこれを協働していただくというような形に今の県の方針が変わっていくと、また学校の先生方の思いも変わってこれられるというか、荷も軽くなるのではないかなということを思いました。

それから、学校現場ですぐ弁護士さんにというところで、吉賀町は町単独で弁護士と、または心理職とか、それぞれ識者の方に単独で助言をもらえるという制度を持っています。なので、県内にもそういったことを先進的にやっているところも実際あるというところ、お知らせいたします。以上です。

○会長

ありがとうございます。有用な情報、ありがとうございます。

もしかすると、この場にそういうところの、子どもが集まる場所の団体の方も、こういう場においてそういうことを共有していくということも実は大事じゃないかなというのを、今聞いて思っているところでした。また、事務局のほうもご検討いただければと思います。

あわせて、今の提案、学校外でのというようなことで、何かご意見、ご感想ありませんでしょうか。

はい、どうぞ。よろしくお願いいたします。

○委員

県の市町村教育委員会連合会から出かけております。

一つは、いろいろな切り口がありましたけれども、警察への相談というのは、どちらかというと、学校から事案があがってきたときに、私ども教育委員会のほうから警察へ相談

したらどうだという助言をしている部分があって、先ほどおっしゃったように、結構細かい事柄であってもサポートセンターへつなげているという状況もあって、学校もいろいろ助言を得る方が多くなると様々対応しやすいのかなというところがあるということです。

連合会ですけれど、19市町村の状況全部を把握しているわけではありませんので、私の町の状況ということで、お話しをさせていただきたいと思っております。

先ほど、話があった学校外で発生した、特にスポーツ少年団活動とかそういう部分で起こります。その場合に、団体できちっと対応していただくために、本市にあつては、学校のいじめ基本方針を、特にスポーツ少年団、学校施設を使う団体ですけど、これにきちっと説明をするっていうことを義務づけています。チェックシートがあって、ちゃんと、いつ説明をしたのかっていうことまでこちらのほうでは確認しておりますので、その説明の仕方までは事細かく把握はしていませんが、少なくとも、こういう対応をしていくんだという、学校がつくったものではあるのですけれど、それをきちっと説明しておくということは各学校に求めております。実際、社会体育活動で起こったような場合も、当然学校から連絡はあるのですけども、学校もその団と、団の代表というか指導者の方としっかり連携を取って進めてもらっているということがあって、時間はかかりますけども、やはりその辺りの協力体制っていうのは、そういう手順を追っていれば、ある程度スムーズにいくのかなというふうな思いを持っております。

それと、どうしても学校だけの対応は難しいので、市のいじめ問題対策連絡協議会とか、対策委員会とかを定期的に開催をしていますけども、その中で、やはりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーから、やはり情報をタイムリーに欲しいという求めもあって、今は、学校が開催するいじめ問題の対策委員会に必ずスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは同席をする、どうしても都合が合わない場合には、事前に連絡をしたり、事後に連絡をしたりして、必ず情報が全て届くようにというような仕組みを、これも学校のほうにきちっと整えるということでお願いしています。今月初めに対策委員会を行いましたけれども、それぞれの代表の方から、学校から声がかかって、情報もしっかりもらえていると。特に家庭に関わって入らないといけないスクールソーシャルワーカーについては、非常に早くから対応できるので、いじめの案件が複雑化したり、困難事案に陥る前に対応ができていて、いい仕組みをつくってもらったということで一定の評価はいただいています。

そうしたことを各市町村で細かくやっていくことが、ひいては学校の対応を手助けする

ことになるのかなと思っておりまして、一部、学校のほうから、そうした団体への説明でありますとか、関係者への連絡という手間はかかりますけれども、その手間をかけた分、対応は比較的早くできるのではないかなと、しかも円滑に進むのではないかなという感触をもっていますので紹介をさせていただきました。以上です。

○会長

ありがとうございます。

とても有用な情報で、県の事務局でも、今のようなことでやられているということですが、もしそれが、とても最初は大変だけれどもというところですけど、それについても何か皆さんに情報共有が今後できるといいかなと思っていますのでご検討ください。

○事務局

はい。

○会長

それでは、2件目で意見をいただいております、島根県私立中学高等学校連盟様から、被害者と加害者が入れ替わるということについてのご意見をいただいておりますので、ぜひご発言いただければと思います。

お願いいたします。

○委員

失礼いたします。島根県私中高連です。今日は、貴重なご意見をありがとうございます。

先生方のお話を聞きながら、自分なりにいろいろ考えていたのですが、やはり、いじめのもとというのは、この世界からいじめというものはなくなることはないだろうという、まずそこが前提になっているのかなと思います。といいますのは、やはり、いわゆる行為者と、それから被害者というのが、やはり白黒つけられるものではないというような場面に多く遭遇いたします。

先ほど、いじめの定義について改めてお聞きいたしましたが、やはり法律は白黒決めるところでございますので、それはもちろん理解しておりますが、しかし人間を相手にしております。人間を相手にするということは、子どもの、例えば特性ですとか、それから家

庭環境、育っている環境ですとか、あと成長過程というのも大きく作用してくると思うのです。そこで、いじめ対策ということですから、いじめというふうに、いじめをされたというふうに不快な思いを感じたら、もちろんそれはいじめと捉えて、すぐに調査を始めるわけですが、何が大切かというところを思いますと、やはり成長を、学校だけではなくて、先ほどからお話もありますけれども、地域の人たちがやはり支えていかなければいけないということを非常に強く感じます。今の時代、核家族ですので、子どもが帰ったら家に誰もいない、ゲームをしている、SNSでいろいろな情報を受ける、そういったところがまたいじめにつながったりすることもございます。そういうところで、例えば今、子ども食堂などもその一例だと思うのですが、いろいろな年代の人と関わったりですとか、それから一歩外に出て地域の活動に関わる、そういったことを子どもができるような、そういう社会を築いていかなければいけないのではないかと、ということを非常に強く感じております。

そして、また、先ほどの、警察というところは怖いところではないというような、そういう意識も一般的にもつことができるような、そういう啓発もしなければいけませんし、保護者に対しても、やはり日頃から保護者を取り込んでの子どもの成長というものを学校は促していかなければいけないというふうに思っております。

いじめから離れてしまいましたけれども、やはりこのいじめをなるべくなら生まない土壌をつくるということが、まず私たちに課された非常に重要な課題ではないかと思っております。以上です。

#### ○会長

ありがとうございました。

事務局、何か、ご回答等ありますでしょうか。

#### ○事務局

今の件ですけれども、被害者とその行為者が入れ替わるというのは、これは非常に重篤化していくパターンでございまして、学校も対応が後手に回りやすいところがある事案だと捉えております。

まず、先ほど申しました、いじめの定義というのがあって、被害者主観で進んでいきますので、まず訴えがあるということ。その訴えは学校で認知をしていきます。

最初に訴えがあったケースというのは、法律上はいじめとして認知する。いじめ1ですよね。聞き取りを行っていく過程の中で、「この子たちも、実は昔この子からこんなひどいことされていたんですよ」、「私たちのほうがもっとひどいことされていたんですよ」と言うと、これも苦痛を訴えているわけですから、いじめ2ということで、いじめ2件というような考え方で進めていく必要もあると。そういうテクニク的な部分ではなくて、大事なことは、双方の言い分をしっかりと聞く、寄り添うということが学校として求められる姿勢だというふうに考えております。

ですから、決めつけたような聞き方をすることで事案が重篤化していくケースもありますので、なぜあなたたちが、どういう事情があるのかから入っていき、そして、その思いや背景などをしっかりと聞いた上で、双方に寄り添った対応をしていく。どちらがやったから悪いではなくて、そういうふうに双方の言い分を聞きながら、少しずつもつれをほどこいていくような対応が必要になってくると考えております。

ですので、実際に訴えられたケースは主観によるところなので、あの子たちがあそこで固まって自分のことを悪く言っているような気がする。調べていっても、そんなことは言っていない、周りの人も聞いていないということがあります。ですので、非常に難しいこともあるのですけれども、訴えをそれぞれ聞きながら、聞きながら受け止めて、受け止めて、受け止めて、1つずつ確認をしていく。双方の言い分を聞きながら、じゃあ、昔はどういうことがあったの、あなたどういふことをしたのということで、本当にやり返しては絶対ならないので、そこはそこできちんと指導をしないといけないというところがあります。ですので、しっかりと双方の言い分を受け止めながら対応していくというのが一番大切なことになろうと考えております。

私立学校におかれましては、なかなか相談するところが少ないというのもあります。

総務部総務課の私学・県立大学室が、一応手続上の所管はしておりますけれども、こういったいじめ事案の対応については私学・県立大学室を通じて我々のほうに言っていただければ、何かしら相談を受けることもできるというふうに思いますので、またお声がけいただければ何なりと対応させていただきますので、そこら辺もご承知おきいただければと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。

私立中学高等学校連盟からの事前の意見には、被害者となった生徒の保護者が、自分の子どもがいじめられたと主張するというようなことで、さらに困られるということが文言に書いてありましたし、委員の主張としては、いじめのない社会をつくるために、学校だけではなくという趣旨だと思いますので、その辺りのこと、P T Aのほうからもぜひご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。一緒に歩んでいかないといけませんので、もしご意見がありましたらお願いいたします。

## ○委員

すみません。島根県P T A連合会です。

いじめに関しては、各学校で取り組まれたりとか、重大なことが起きそうだったという情報共有というのは、各市郡であったり、そこから県内であったりというので共有をさせていただいておりました、各学校の独自の取組というのがすごく大きなウエートを占めているのかなというふうに思います。

今年度に関しましては、P T Aでも中国ブロック研修大会がありまして、広島で開催されたのですけれども、ほぼほぼオンラインの開催ということで、いじめについてということ为主要のテーマでさせていただいておりました、先ほど説明がありましたように、いじめは、もうそのいじめを受けた方の感覚になるのだと、先ほど具体の説明で、例えばプリントを届けに行っても、持ってこられた方が嫌な思いをしたらいじめですよというふうな、そういうふうなところから、こういうことも今、定義としていじめですよというのを保護者も、我々のときのいじめというのと感覚が違うというところをしっかりと認識してもらおうというところから研修会を始めて、こういうこともいじめになるよというところは、保護者としてもしっかりと、確認しながら話を進めていきました。

その研修会の中では、P T Aですので、保護者と先生という大人だけの研修会というのが今までメインだったのですが、実際には、子どもたちにもオンライン等を含めて参加していただきまして、こんなことが嫌だったよとか、こうやったら何かうれしかったみたいな、いじめに関しての話というのも、子どもたちの生の声を聞かせてもらえたというところが、今回すごく斬新な研修会だったなと思っておりまして、そのとき感じたのが、今回もいじめの報告等含めてデータとか上がっていましたが、なかなか直接言いにくいというところありますし、今S N S等が発達してきておりますので、なかなか目に見えないいじめというところもかなり懸念される場所でもありますので、匿名でも、いじめ

というか、嫌な思いをしたよというところを子どもたちが発信できるようなもの、最近、いろいろ学校とか教育委員会等でも進められてはいますけれども、本当に子どもが相談できる場所というところをもっともっと広げていただいて、いじめの事案といいますか、そうなる前の段階からでもいろいろ指導なり話し合いなりという形で、いじめにならないよというところを、とにかくまず先手を打っていただくということがすごく大切なのかなとは感じております。

繰り返しになりますけど、我々保護者としまして、いじめというのは、昔は暴力行為がメインだったところですけど、そうではなくて本当に精神的なことであったりとか、ちょっとした言葉遣いでも変わってくるんだというところ、ふだんの生活のところからでも気をつけていけるよとは思ってはいるところですけども、なかなかそこまで話が浸透しづらいというところはありますけれども、これからもしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○会長

ありがとうございます。

続きまして、よろしく願いいたします。

#### ○委員

失礼します。島根県高等学校PTA連合会です。

近年、高校もいじめ発覚後には迅速に対応していただいていると感じております。いじめがないのは発覚しないと、表面に出ているのは数字として上がってくるのですけれども、やはりまだ無数に発覚しないいじめは存在していると私は感じております。たまたま子どもに聞いたことがございまして、クラスでいじめはあるのか、学校でいじめはないのかと聞いたところ、普通にあるよというふうに答えたこともありました。子どもたちは嫌なことも、いじめに遭ったとしても、高校生になると大人で、なかなか相談はしにくく、自分で解決しようと努力をしがちです。でも、それが自分ではどうしようもなくなったときには休んでしまったりとか、不登校になったりする場合もございしますが、今高校では一人ひとり端末を持つようになっておりまして、授業で使うほかに自分で検索するツール等もございまして、いじめ等で自死など負のワードに入力すると、自動的に電話やLINEで対応してくれる相談窓口へ飛ぶように県教委でも対策をしていただいているところでござ

います。そうした情報も、我々PTA役員は会報等で知ることにはできるのですが、普通の保護者さんにはなかなかそういうことがまだ浸透していないのではないかなと思います。せっかくいいツールをつくっていただいているので、もう少し周知して、保護者と子どもが一緒にいじめに対しても考える場が設けられるといいなと思っております。

また、学校にもよると思うのですが、子どもが通う学校でいじめが発覚したときなど、ある程度PTAまたは保護者のほうにも、そういう事案があったという程度でも、情報を共有していただけるとありがたいなと思っております。ほとんどの保護者さんは、うちはいじめの問題とは関係ないというような意識で日々過ごされていると思います。情報をいただくことで、保護者の皆さんがいじめに対する意識が向上して、また自分のお子さんの日々の変化が家庭でも気づききっかけになるような感じは思っております。

我々保護者、PTAは、いじめがあったとしても直接救済や解決等には介入できない立場ではありますが、予防や啓発をする場を提供できる組織だと思っております。そうした研修会や情報交換を開く機会には、また情報を提供していただけると助かりますので、引き続きよろしく願いいたします。

#### ○会長

ありがとうございます。PTAの皆様と協力しながらいじめのない社会をつくっていくという気持ちは、どこもPTAの皆様は本当に、それぞれの保護者に伝えたいという思いはあるのですが、なかなかそこが浸透していかないというところのつらさも感じられるご発言でした。

この件につきまして、何かほかにご意見等ございませんか。

それでは、すみません、3番目に青少年育成島根県民会議から2件、学校や地域での同調圧力等について、あるいはスポーツ指導者、先ほどもありましたけれども、そういうことについてご意見いただいておりますので、ご説明をお願いいたします。

#### ○委員

失礼します。青少年育成県民会議です。

3点ありまして、1点目は感想というか、皆様のご意見をお聞きしていて、本当にそのとおりだなと思っております。一番初めの資料のところでも相談件数が増えていたり、ご本人や保護者からの直接の相談が増えているというのはすごいことだなと思えました。日々、

相談の現場で対応していると、相談するということのハードルが非常に高いというのはずっと感じているところでして、近年リストカットだったり、オーバードーズが増えているというような情報があるのですが、私の地元では直接そういう体感はないのですけれども、全国的にはそうだと聞いているので、本当にそうだろうなと思って日々対応しているところなんです。そもそもが、相談のしづらさというか、相談することのリスクを避けるために自傷行為を行うという、負の面もあるけれどプラスの面もあるというところで、そのような中で、学校で相談が増えているというのは本当にすごいことだなと思いましたし、初めに説明があったように、相談することができなかつた児童生徒がいるのではないかという対応は、本当に重要なことだなと思っております。そういった対応の中で相談が増えているということだと思いますが、ただ、学校現場でのしんどさというのも本当に今日のお話のようにあると思うので、学校の中でいろいろな、人が増えたりという部分だけでなく、先ほどもたくさん意見が出ていましたが、地域でのもっと理解を増やしていかないといけないというところが本当に同意だと思うという感想でした。

2点目が、スポーツハラスメントについてですが、直接的に、いじめに関しては子ども同士のトラブルということだったですけれども、スポーツハラスメント、今年度も少し地元のほうで相談を受けることがあります。ハラスメント、大人から子どもへというところで直接のいじめでなくても、ハラスメントに耐えられない子どもを耐えている子どもがいじめになってしまうというか、そういったリスクを避けるために学校が早期対応をしておられるというケースに出会っております。私もスポーツをしているもので。ただ、地方のスポーツ団体は非常に対応が後手でして、まず団体内で、少なくとも私が把握している中で3度、なかったことにされているという、指導者のハラスメントがですね。3度目で表に出てきたということがありまして。それはこの10年ぐらい、いろいろ相談対応している中で、一つのスポーツ団体ではなくて、やはり勝利至上主義だったり、スポーツの目的を履き違えている指導者がまだまだいるということで、県でも市でも、スポーツ協会さんはハラスメント防止の研修をすごくされていて、本当にとってもよい研修をされていますが、やはりそこにアップデートできない方がおられるという点で、ぜひ、何でもかんでも行政にお願いするということではないのですが、やはり明確にそこを打ち出して、トップダウンでもよろしいですので、県知事だったり、市長、町長だったり、ある程度明確にノーを出していくという形で、まずは知識としてだけでもこれをやるとまずいよというあたりが、大人のほうがアップデートしていったら、子どもたちにもやはりスポーツのハラスメントに

耐えられることがよいことではないという意識が醸成されていくことで、いじめが一定数減っていくのではないかなと思っているところです。

3点目は、同様なのですけれど、不登校についてもなかなか、不登校の児童生徒は増えているけれども、不登校というものがどういうものなのかということが、なかなか普及、啓発というか周知されないところがあって、どうしても保護者さん、子どもさん、自分が悪いのではないかと悩むところ多いですし、周囲からも家庭の教育が悪いのではないかと、子どもが怠けている、甘えているのではないかとすることはやはり少なくない状況で、それもいじめの原因になっているというケースも見聞きしているところです。なので、即効性はないのですけれども、文科省が不登校についての定義だったり見解を出しておられるので、そこをしっかりと周知していくということが、改めて地道なところが大事なのではないかなと思っています。改めて子どもを真ん中に置いて、人権の問題として全て考えていくという点がもう少し醸成されないといけないのではないかなと思っているところです。人権の視点がないと、本人が訴えていないので対応しなくてもよいということで見過ごされるケースがスポハラもすごくあるので、やはりそこを見過ごさないという大人を一人でも増やしていくというところで、地域の力をもう少し活用できればというふうに考えているところで、意見でも質問でもないところですが、以上です。

#### ○会長

ありがとうございます。

今、キーワードとしては子どもを大切に作る、子どもの人権をいかに守るかということでしたので、急ですみませんが、民生児童委員協議会さん、それから人権擁護委員連合会さん、ご意見がありましたらお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

#### ○委員

民生児童委員協議会でございます。先ほどからいろいろお聞きして、皆さんのいろいろな立場のご意見をお聞きして感じたところを、少し述べさせていただきます。

学校の中での特にいじめという問題に関しまして、私たち民生委員に対して情報がほとんど入ってくる機会はありません。その結果、例えば不登校になったっていうことになったときには私たちが関わってきて、聞いてみるとそのもとがいじめだったということがあります。ですから、直接ということではありませんけれども、先ほどのご意見をいろい

ろお聞きしながら、私たちが今現在やっていることの中で、いじめに関わっていることは何だろうかと思ったときには、学校外の子どもたちの様子を、私たちは地域の皆さんに、ぜひ子どもたちのことをいい意味でしっかり見守って気にかけてあげてくださいと伝えております。子どもと大人が当然、大人の中に子どもがいるのではなくて、子どもも一緒に地域住民ですよというところの意識を皆さんにもってもらって、それは褒めることも、それから気になることも、そして今のいじめに関する、様子がおかしいなということも含めて、学校に遠慮なく、何なら私たち民生委員にというところの、パイプ役的なところ、それから伝えやすい方法、そういうようなところを皆さんに難しい感じではなくて、ふだんの会話の中で伝えていっている、そういうところが私たちの立場ではないかなと思っています。

ただ、先ほどの例、1つ気になったことが、子どもたち自身の優しい気持ち、思いやりの気持ちからしたことが、相手によってはいじめに捉えられたというところなのですが、その対応をされるときに、もちろん先生方は気をつけていただいていると思いますけれども、「これはいじめに当たるよ、向こうはこう感じたからいじめだよ」と、切ってしまうのではなくて、その思いをしっかり酌んでやって、「いい思いやりだね」とか「優しい気持ちだったね」というところをしっかり酌んでやって、「でもね」というふうに説いてやらないと、子どもたちは何をしてもそうなったら嫌だなとか、せっかく優しい気持ちが芽生えていたのが潰されてしまうとか、そういうことになると、一番もとであるいじめを起こさない学校の環境というところ、クラス経営もそうですけれども、そういうことが雰囲気的にだんだん潰れていく、薄れていくのではないかと思いますので、ぜひそういう思いやりの気持ちというところを酌んでやったうえでのいじめということを、「こういうふうを感じるのがいじめだよ」というのを伝えている、そういうところをしっかり、特に気にかけていただきたいなと思っています。

私が抱えている事案の中でも、荒々しい環境の中にいる子どもたちが、当たり前のように学校で発した言葉が周りにすごく大きな影響が来て、皆さんが、周りの子どもたちが離れて孤立しているというような事例もありました。そう思うと、地域の中で、その子どもたちに、その家庭まで私たちは入り込んでいろいろ言うわけにはいきませんが、でも、その子どもたちに地域で声かけ、本当に優しい言葉遣いをして子どもたちがほっとする、こういうふうに言ってもらったらうれしいとか、こういうふうな優しい感じが何か居心地がいいとかというのを少しずつでも感じながら育った環境で、その先成長して行って

くれるようにというふうなところを私たちは気をつけて過ごしております。以上です。

○会長

それでは、島根県人権擁護委員連合会さんお願いできますでしょうか。

○委員

失礼します。島根県人権擁護委員連合会です。

さきほどの人権の話ですけれども、私たちはSOSミニレターというのを小・中学生に配付して、子どもたちが先生に言えないことを手紙に書いて、それを法務局に送ってくれたのを、それに返事を書いてまたやり取りをするっていうような、そういう形で学校とは直接関係なくて子どもたちの支援をするというか、そんなことをやっています。相談の量としてはそんなにないのですけれども、それに対して返事を出すというようなことをやっています。時代としては、SNSとかですぐに返事が来るとい、子どもたちがそれに慣れていて、手紙ではなくてLINEでやり取りをするというのが増えているようですけれども、それでも手紙もいいかなということで手書きで返事を書いて、子どもたちと悩みを解決できるような手助けをしたり、それから、こんな人に相談もできるようなことを紹介したりしています。

基本的に一番思うのは、子どもというのは大人の未熟なものという見方をするのではなくて、今いる子どもが一人の人間として人権ももちろん持っているというふうに考えるのがいいと考えています。ですので、今日はいじめ対策のことで話をしておられますけれども、どうしても私たち大人は、上から目線で、子どもはこんなふうにすべきとか、こんなふうにならないといけないみたいなことをやりがちですけれども、でもやはり一人の子どもを一人の人間として見たときに、この子は何を今求めているかとか、どんなふうになりたいと思っているかということを酌み取って、それに対して私たちが対応できると一番いいかなと思っています。具体的にこれということはないのですけれども、そういう気持ちの方が大事かなと思っています。以上です。

○会長

ありがとうございます。とてもいいご意見をいただきました。

今、子どもというのがキーワードになっていますので、学校外のところから今日、来ら

れています、ほっと・すぺーすさん、少年鑑別所さん、法務局さん、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、ほっと・すぺーすさん、お願いいたします。

## ○委員

ほっと・すぺーす21です。私たちの主事業は、もしもしにゃんこという子どもからの電話相談を受けるという事業を20年間続けています。中でも電話相談というのは激減していて、本当に件数は少なくなりました。でも、最近の電話で相談を受けたもののトピックは、いつもはAIに相談しているのだけれど、たまには人間の声も聞いてみようかなと言って高校生からの相談電話があったのがすごく印象的でした。でも、その中では、子どもたちはみんなChatGPTで十分満足しているから、別に人に相談なんて恥ずかしいからしないって、そういう意見を電話で聞きました。でも電話で、進路の話だったのですけれど、話してみたら、人間もたまにはいいねということをぼろっと言ってもらったりすると、存在する意義はあるのかなと思ったりしています。

そして、いじめという観点でいくと、私たちに入ってくる電話は、被害者から電話がかかってくるのではなく、どちらかという自分はいじめていますという方からの声です。

「どうしてもいじめてしまうんです」という声を聞く、私たちは修行だなと思っているのですね。「悪いことは分かっています、でも、避けちゃうんです」とか、「距離を置いちゃうんです」とか、「人間の本能みたいなものです」みたいなことを、かけてくる人は言ったりする。それをただただ聞くということをして、私たちの価値は、伝えない、思うことは伝えるのだけれども、答えを導くというのを手伝うということをしています。子どもたちはいろいろなところで大人を選んで声をかけていくのだと思うのですけれども、なかなか悪いことをしていると思っている子たちを受け入れてくれるところは少ないのかなと思っています。いじめというところの世の中のイメージが、やはり悪いことだということとはよく分かっているし、何とかしなくてはと思っているけれどもどうにもならないというところもあったりするという、もやもやを受け止めているのだなと思います。

ただ、私が聞いている中で、いじめも同じ暴力という中の一つではないかなと思っています、性暴力にしても、セクハラにしても、偏見にしても、多様性についても全て。暴力は殴る蹴るだけではなくて、広い意味で考えていくと、いろいろな暴力がある。この性暴力ということについては、県では統計は取っておられないと思うし、件数も上がってきてはい

ないと思うのですけれども、「生命（いのち）の安全教育」を学校現場で取り組むことになってからもう6年目になります。この7年度で強調週間は終わるということですが、現場では実施されてないということを耳にします。そういうところからも、人権を守っていくということの学びが進んでいくと、何か変わってはいかないのかなということも。私たちは、保護者の方からの相談は受けません。でも、お手紙は頂くことがあって、高校現場の苦しい話とかも聞かせていただいて、苦しいと言っている人たちはどこかにつながりたいということで、いろいろな方法で難題を投げかけてくれます。なかなか私たちの電話もやめられないなというところです。

#### ○会長

ありがとうございます。

少年鑑別所さん、お願いしてよろしいですか。

#### ○委員

少年鑑別所からやってまいりました。法務省所属の国の機関でして、基本的には警察に逮捕された非行をした少年が、家庭裁判所の決定に基づいて約4週間、大人でいう裁判の前に入る施設となっています。そこで働く私は法務教官という職業をしていますけれど、法務教官は少年院または少年鑑別所で働く職員で、私も中国地方の少年院で勤務したことがあり、今は少年鑑別所で勤務しているところです。

少年鑑別所、先ほど言ったとおり非行をして警察に逮捕された少年が入る施設なのですが、もう10年ぐらいたちますけれども、一般の方の地域の相談を受ける地域援助という活動もしております。その場合は、法務少年支援センターという名称を使っておりますが、こちらお隣に座られている県警さんとも協定を結んでいまして、いじめのことも含めて非行の問題などを一緒に協働して、お話を聞いたりとか、そういった活動もしているところです。一般の保護者の方からとか、あるいは学校の先生からの依頼を受けて対応等もしたりしています。例えば、子どもに対する関わり方、指導の方法について教えてほしいということ、学校の先生向けに講義しに行かせていただいたりしているほか、中学生の授業として、犯罪、非行に関することや性に関する暴力に関する話、被害者、加害者にもならないためにということで、講義をしてほしいということで行かせていただくこともあります。そのときには、人権が一人ひとりあるということと、バウンダリーと言われ

たりしますけれど、境界線と同意の話、人の境界線は同意をもらえないと越えたら駄目だよという話と、同意というのは、無理やりやるのは同意ではないよというような話をさせていただいたりもしています。そういったようなご要望等ありましたら、なかなかマンパワーの問題もありまして、もともと家庭裁判所の決定で4週間入る少年を対応していたときと、職員数は変わらないままやっておりますから、少年が当所に入っている場合には、動きづらいこともあるのですけれども、相談いただければ対応できることもあろうかと思っておりますので、まずは何かございましたら相談していただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○会長

法務局さん、一言お願いできますでしょうか。

#### ○委員

法務局です。よろしくお願いいたします。そうですね、人権という話もあったのですが、せっかく機会をいただきましたので、法務局でどういった取組を子どもに対する部分でしているかという部分を、紹介をさせていただければと思っています。

まず、子どものお悩み事相談、いわゆるいじめの人権110番という形の相談窓口を開設しております。こちらには保護者さんからも連絡が入ってきますし、直接の被害を受けた方、加害者の生徒さんについても相談が入ってまいります。また、電話以外にも、先ほど人権擁護委員連合からも紹介があったとおり、SOSのミニレターとかお手紙での発信という形の対応もさせていただいているところでございます。やはりそういう相談の窓口の中で、切り分けをしながら相談対応させていただいているのですけれど、いつも思う点としては、やはり相談する子どものどういった思い、主訴というのですかね、そういったところをしっかりとその中から聞き分けてあげることが非常に重要で、実際に私どもが相談を受けるのですけれど、実際に何か対応ができるのかというところにまでは行き着かないのですけれど、その相談の内容の中から助言をしたり、例えば弁護士とか、損害賠償とかという話になればそういう方向にもなってきますし、そういったところのすみ分けをしっかりとその内容の中から聞き分けてあげることが非常に重要なのかなと思っています。もしありましたら気軽に相談できる対応、フリーダイヤルの電話番号になっていきますので、そういったところもご案内いただけて結構かなと思っていますので、よろしくお

願います。

私からは以上です。

○会長

ありがとうございます。

最後、4件目ですね、事前意見で社会福祉士会の子ども家庭委員会から、なかなか難しい初動の動きについてということでご意見いただいていますので、一言お願いしてよろしいでしょうか。ぜひ学校の、小中高いらっしゃいますので、ご意見いただきたいと思えます。

○委員

ありがとうございます。ご提案をどうかお願いをしたかったのは、初動について、これは学校さん、すごく勉強しておられます。実際、その正解はもっておられると思えます。ただ、その正解と目の前の人との調整がうまくいかない。本来のやり方はこうだけでも、目の前の人がすごく怒っているとか、聞き取りを受け入れないとか、子どもに会えないとか、様々な状態があるわけで、いわゆる正解と目の前のものとの調整、これはスクールソーシャルワーカーが上手にできる分野でもあります。なので、先ほどもありましたが、ワーカーをそのいじめの現場に使うというのは、そういう推進法の措置の項にも、加害や被害の保護者を継続的に支援するということがうたってあります。ということは、スタートから当事者の子どもと同時に加害、被害の保護者の支援もしないといけないということになると、非常に人数が必要になるわけです。そうするとそれを、ワーカーとかスクールカウンセラーを入れて分担をしていくという、これを最初の段階で方針というか、このケースについてはこういった支援チーム、こういったいじめ対策チームでやろうと。そしてそれを、必ず加害、被害の保護者に、都度、その進捗を伝える、これも推進法の中にきちっと明記されています。なので、知らされてないことが、学校が何もしてないというふうを受け止められてしまって、物事がこじれるということも多くありますので、例えば加害のほうが、なかなか納得できていなかったり、認めなかったりというようなことは多くありますし、場合によっては加害が特定できない事案も、これも報告としてあげないといけないことになっています。そういった内容を被害保護者に伝えることをすごくやはり戸惑われる学校現場、あると思うのですけれども、やはりそこはスクールソーシャルワー

カー等に共有していただいて、どう事実、進捗を伝えるかというようなところ、学校は事案が終わってもその保護者との関係は続くわけなので、そういった辛辣な内容は、専門職が担うというのも一つの方法かと思います。

私が書かせていただいた内容は初動のこともですが、県内でありとあらゆる県立学校、特別支援学校、義務、いろいろなところのいじめ事案を、しょっちゅう連絡が入って対応を手伝うわけですが、なぜかやはり、成功事例の共有、検証ができていないために、毎年毎年同じことで助言をするということが続いています。なので、これはやはり、もちろん秘匿な内容でもありますが、イニシャル等、またその内容を少し考えて、そしてこの事例を検証する場を学校現場の先生方にお伝えする必要があるかと思います。いじめの研修、生徒指導のまるっとした研修の中の一部では、とてもこの細かい対応まで習得することは難しいと思いますので、本来であれば、全国的に、今、教育委員会の中にいじめ部署がある自治体、結構あります。教育委員会の中にいじめ部署があって、そこに専属スクールソーシャルワーカーとか契約の弁護士がいるというような自治体もたくさんありますので、そういった現実からいくと早い段階で対応する、それにはやはり予備知識がないと難しい。早い段階ということの意味が分からないと難しいので、できればいじめに特化した検証事例をみんなで学ぶような研修の計画をしていただきたい。その際に、先ほど学校外の人間関係の場合とか、たくさんあるわけです。

先ほど、それから加害と被害が入れ替わる、これもよくあります。ただ、加害と被害が入れ替わることについて、過去の加害が被害だったとかいう場合は、先ほど事務局がご説明になったとおりです。ただ、先ほどからの推進法には、加害、被害、それから聴衆、観衆、全員に指導することが義務づけられています。でも、この全体に指導するということは、ほぼ徹底されていません。当事者だけに話を聞いて指導する、そして経過観察するという形なので、これも繰り返し起きていることの原因だと思います。なので、こういった形で聴衆、観衆も巻き込んで子どもたちに考えさせるか、これは本当に工夫が必要ですが、でも、やはりそううたっているのはなぜか。それは、聴衆、観衆、加害、被害が必ず立場が入れ替わるということが、たくさんはいじめ事例から検証されているわけです。なので、全体に指導、周知しないと、必ず当事者が入れ替わるということが起きてきますので、そういったことも、先ほど言いましたように、いじめに特化した研修をやはりやっていくこと、起きて解決した事例をみんなで共有すること、この辺が非常に大事になってくるかなと思います。以上です。

## ○会長

ありがとうございました。

恐らく時間的に最後になると思いますけど、中学、高校、それから小学校、校長会の皆様、これも今のことも含めて、最初のところでありましたように、やはりいじめは学校でということもありますので、ご意見をいただければと思います。

では、中学校どうぞ。

## ○委員

失礼します。中学校長会です。先ほどのご意見、本当に納得する部分が大いなのと思って聞かせていただきました。早期対応や初期対応の重要性、本当に実感しているところでして、最初のところで副教育長様や事務局からもありました、積極的な認知が進んでいることが認知件数の増加にもつながっているのではないかと、本当にそう思います。積極的な認知の背景には、学校の積極的な対応、積極的に対応していくという姿勢や組織力、そういったものがだんだん強まってきているということが背景にあると、今日、感じました。積極的に認知するということは、組織で対応していくという、そういう雰囲気为学校でも広がっていると。私も複数校勤務して、どの学校でもその力は高まっているなということを感じています。子どもがいじめを受けると、やはり学校に行きたくない、そういうサインを出します。そのときにどれだけ学校が、「この問題を解決していくんだ」と、そういう姿勢をしっかりとって、その子に関わったり周りに関わっていく、そこがすごく重要だろうと思います。解決はなかなか難しいケースも当然ありますけれども、「対応していくんだ」と。両者の、それから先ほど観衆とか、それから聴衆というものもあるかも分かりませんが、そういったところも含めて「学校が組織的に対応していくんだ」という、そういう力をもつことがやはりすごく大事なのではないかなと思っています。

そうすると、やはりいじめられた子も、「学校に相談してみようかな」と、「学校に相談すると解決するかな」と、そういう気持ちにもなってくれることもあって、認知件数も上がっていったのかな、そういうことを感じています。私も何校かケースで関わったときに、学校から、「これはいじめの問題と捉えています」ということをはっきり申し上げると、大体の保護者さんはびっくりされます。でも、そのことをきちんと言えるそういうその姿勢が、学校に必要なのではないかなと。そして、「法律で規定するいじめの問題

を学校は解決するんだ」と、そういうことを分かりやすく保護者に説明して、時間をかけていって対応していくと。そういったことを初期の段階から、早期の段階からやっていくことが、大きな困難事例につながらないのではないかなというふうに感じているところです。

本当に、決して学校が今すごく、対応力高まってすごくいいという、そういう意味ではなくて、徐々にそういう力も強まっていっているのではないかということを感じています。今日はどうもありがとうございました。

#### ○会長

お願いいたします。どうぞ。

#### ○委員

それでは、高等学校長協会でございます。まさに初動の在り方、我々も大変留意しているところがございます。例えば、この9月の校長協会の研修におきましても、私どものほうから大変無理言って、子ども安全支援室においでいただいて、まさに初動の対応について県内の事例、いい例も、課題があった例も共有いただきながら、また校長の中でグループワークをしてその情報を交換すると、そういったこともさせていただきました。言葉遣い、大変気をつけなければいけないと、急がなくてはいけませんが、そういったいじめを訴えている子どもの思いと、またその保護者の思いをしっかりと酌み取ったうえで、どういう聞き取りをするのかしないのかも含めて、そういったことを考えると間髪入れずにすぐ対応というのも、ここは急がなくてはいけないと思うかもしれないけれどもどうかといったところなども助言を受けたところでございます。

また、先ほどおっしゃったように、なかなか人員が足りませんので、教員だけで解決できないと。スクールカウンセラー様にも様々支援いただいていますし、スクールソーシャルワーカー様にも多方面にわたってご支援いただいている。また、これに加えて、先ほどのところで、いじめを訴えている子どもにどうまずお話を伺うかということも、これは学校、入っていくところであろうと思うのですけれども、また、自分がそういった行為を感じているということも言わないで、周囲に聞き取ってほしいとか、いろいろな要望を受けたときに、双方の思いを酌みながら、できるだけ事案そのものを出さずに、違和感なく、何か最近変わったこと、クラスで感じることもあるかとかいう聞き方をしたりする場面もあ

ったりするのですが、こういったときは誰を充てていくのか、複数充てていくのかとか、男性がいいか女性がいいかとか、いろいろなことを考えながらやっているというところがありまして、またそういうことも含めて、今日いただいたアドバイス、また状況に応じて様々整理していけたらなと思ったところでございます。以上です。

○会長

最後、簡単をお願いいたします。

○委員

今日お話をさせていただきまして、いじめの適切な対応や、また教員の指導とか、あとは外部団体への周知とかというのは、学校職員の資質、能力、スキルを高めていく必要があるなど実感いたしました。お話にもありました、成功事例だけではなくて失敗事例もしっかりと学んで、職員のスキルアップをしていかなければならないなど。若手だけではなくてベテラン職員も見ているのだけれど、いじめと感じていないといいますか、それを認知せずにスルーするケースも実はございまして、そういう面も含めて資質、能力を高めていきたいと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。

ありがとうございました。会議全体を通して、何かご意見等、最後ございませぬでしょうか。

事務局をお願いいたします。

○事務局

様々なご意見いただきました。好事例等の横展開についてですけれども、国がいじめに関する事例集、成功事例も失敗事例も出ていますので、かなり分厚い資料があります。ホームページ等で探していただいたらすぐ手に入りますので、校内研修等でご活用いただければと思っております。

県のスクールロイヤー制度、あるいは、いじめ等対応アドバイザー等の制度を活用する、

あるいは、先ほどありましたスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラーなど、とにかく学校の中だけでは状況の改善が難しいケースがたくさんありますので、ぜひ、関係機関と連携をしながら進めていただけたらと思いますので、よろしくお願い致します。

#### ○会長

ありがとうございます。多様なご意見や、それぞれの立場のやられていること聞かせていただいて、私も大変勉強になりました。

以上をもちまして本日の議事を終了させていただきたいと思います。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

この後は事務局のほうにお返しいたします。よろしくお願いいたします。

#### 【教育監閉会挨拶】

#### ○教育監

失礼いたします。本日は長時間にわたり、いろいろなご意見いただきましたことに感謝申し上げます。

この連絡協議会、どちらかというところ、いろいろな連絡をし合った会という形になったかなと思っております。校長会の小、中、高とお話しいただいたのですけれども、このいじめという言葉をどのタイミングで出すか、いじめという表現でいいのかということ、学校現場にいるときには非常に気を遣っていたということも私自身も実感しながら、聞いておりました。今回のこの会でも、この一言で片づけていかどうか分かりませんが、いじめはやはり難しいです。なかなか解決方法も見つからない、対応も難しいというのが、この会、今、終わるに当たって私の正直な感想です。それだからこそ、このような協議会でいろいろな立場の方にご参加いただいて、それぞれの立場でいろいろなご意見をいただく、その中で、みんなで知恵を絞って何とか対応を考えていく、これがいじめに対する姿勢として一番の正解なのかなという気もしております。

いろいろなご意見いただいたことを今後、県としても参考にさせていただいて、これからの施策に生かしていきたいと思っております。いろいろな意見で知恵を絞る、これしかないのだろうなと思っておりますので、今後ともぜひともよろしくお願いいたします。